

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
庁舎等LED照明器具交換工事	2023E-8		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 5年 5月 9日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する庁舎等LED照明器具交換工事（以下、“工事”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

b) 法令

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、“リサイクル法”という。）

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“処理法”という。）

2 工事に関する要求

2.1 一般的要求

本工事は、足寄分屯地構内施設に設置されている蛍光灯器具95台（内、非常用器具36台、標示灯1台）及び白熱灯器具14台（内、非常用器具6台）をLED器具に交換すると共に、不要となる既設標示灯1台を撤去する。

2.2 材料の基本仕様

使用材料は本工事の特性・必要性とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は監督官と協議する。

2.3 仮設等

a) 器具交換、資材等の搬出入に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。

b) 工事に使用する水・電気等は、全て受注者の負担とする。

c) 本工事実施期間中は仮設トイレを設置するものとし、設置場所は監督官が指定した場所とする。

2.4 工事实施場所

足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊足寄分屯地構内の庁舎、警衛所、高架水槽の各施設

2.5 工事实施日時

工事实施日は契約締結後、発注者と受注者間の日程調整により決めるものとする。尚、工事は平日でのみ実施し、時間帯は0815～1700の間と見込んでいるが、休日及び1700以降に施工する相応の理由がある場合は監督官と協議する。

2.6 主要な工事材料

2.6.1 LED照明器具

交換するLED照明器具は表1の参考器具又は同等品以上とし、参考器具以外を選定した場合は発注者の承諾を受けるものとする。

-表1-

連番	LED照明器具 (参考器具)	取付場所	取付高	数量	備考
1	パナソニック 埋込 XLX460VKNT LE9	庁舎 1F 機械室 4	埋込	8	
		庁舎 1F 事務室 13	埋込	4	
		庁舎 1F 事務室 15	埋込	3	
2	パナソニック 直付 XLX400AENC LE9	庁舎 1F 倉庫 6	直付	2	
3	パナソニック 直付 XLX450AENP LE9	庁舎 1F 倉庫 18	直付	1	
		庁舎 1F 倉庫 2	直付	2	
		庁舎 1F 倉庫 7	直付	4	
		庁舎 1F 倉庫 17	天吊	1	
		庁舎 1F 機械室 16	天吊	2	
4	パナソニック 直付 XLX420NENP LE9	庁舎 1F 倉庫 1	壁付	2	倉庫 1 と機械室 16 には片 反射笠を取付ける
		庁舎 1F 倉庫 3	直付	2	
		庁舎 1F 機械室 16	壁付	2	
5	パナソニック 埋込 XLX200RENJ LE9	庁舎 1F 湯沸室 12	埋込	1	
		庁舎 2F 湯沸室 39	埋込	1	
6	パナソニック 埋込 XLX450VENT LE9	庁舎 1F 事務室 25	埋込	3	
		庁舎 1F 整備室 5	埋込	6	
		庁舎 1F 更衣室 14	埋込	2	
7	パナソニック NNFW21800K LE9	庁舎 1F 女子洗面 9	壁付	1	
		庁舎 2F 女子洗面 36	壁付	1	
		庁舎 1F 西側玄関	壁付	1	
8	パナソニック NNFW41800C LE9	庁舎 1F 男子洗面 11	壁付	1	
		庁舎 2F 男子洗面 38	壁付	1	

-表1-(続き)

9	パナソニック 既設 XFL326PF LE9 組み合わせランプ LDL40S・N/29/38K	庁舎 1F ホール	埋込	4	既設埋込穴 445×1257 mm用 特注プレートを取付ける
		庁舎 1F 風除室 24	埋込	2	
10	東芝ライテック LEER-43004W 組み合わせライトバー LEEM-40524N-WP-LS9	庁舎 1F 正面玄関	埋込	1	既設埋込穴 445×1257 mm用 特注プレートを取付ける
11	パナソニック LGW40115	高架水槽	直付	8	

2.6.2 LED標示灯

交換するLED標示灯は表2の参考器具又は同等品以上とし、参考器具以外を選定した場合は発注者の承諾をうけるものとする。

-表2-

LED標示灯 (参考機器)	取付場所	取付高	数量	備考
パナソニック NNF111930 LE1	庁舎 1F 廊下	壁付	1	パネルの標示文は「障害受付」とし し字体は角ゴシック体とする

2.6.3 LED非常用照明器具

交換するLED非常用照明器具は表3の参考器具又は同等品以上とし、参考器具以外を選定した場合は発注者の承諾をうけるものとする。

-表3-

連番	LED照明器具 (参考器具)	取付場所	取付高	数量	備考
1	パナソニック 埋込 XLG421RGNJ LE9	庁舎 1F 廊下	埋込	6	
		庁舎 2F 廊下	埋込	7	
2	パナソニック 埋込 XLG451VGNC LE9	庁舎 1F 事務室 23	埋込	2	
		庁舎 2F 事務室 32	埋込	2	
		庁舎 2F 会議室 40	埋込	4	
		庁舎 2F 事務室 41	埋込	2	
		庁舎 2F 事務室 42	埋込	2	
		庁舎 2F 事務室 44	埋込	3	
		庁舎 2F 事務室 45	埋込	2	
		庁舎 2F ホール	埋込	1	
3	パナソニック 直付 XLF443UNNC LE9	中央階段	壁付	2	
		西階階段	壁付	2	

-表3-(続き)

4	パナソニック NNFB93635C	庁舎 1F ホール	埋込	1
		庁舎 1F 風除室 24	埋込	1
		庁舎 2F 事務室 43	埋込	1
		警衛所 準備室 2	埋込	2
		警衛所 倉庫 4	埋込	1

2.7 工事实施要領

2.7.1 LED器具交換

既設の蛍光灯器具を表1～表3に示すLED器具へ交換し、電源は既設配線を使用する。また器具取付けに必要となるボルト等の資材は受注者で準備するものとする。

2.7.2 既設標示灯撤去

既設の標示灯1灯を撤去する。撤去後、壁の電源穴は化粧プレート等で目立たない様に処置をする。

2.8 発生材の処理

2.8.1 金属類

- 金属類の内、安定器に関しては、発注者にてPCB不含有を確認している。
- 金属類については調書と共に発注者に引継ぐものとし、器具本体と安定器は分別して計量後、監督官の指定する場所に集積する。

2.8.2 非常用照明用蓄電池

撤去した非常用照明用蓄電池についてはリサイクル法に基づき、受注者の責任において処分する。

2.9 産業廃棄物の処理

- 本工事により発生する産業廃棄物は処理法に基づいて適正に処分する。
- 本工事の施工により発注する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は表4のとおり見込んでいる。尚、現場から受入場所までの運搬距離、受入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

-表4-

項目	廃油 ・防水アスファルト ・揮発油類 ・灯油及び軽油類除く	廃プラスチック類 ・廃合成樹脂建材 ・廃発泡スチロール等梱包材 ・廃タイヤ、ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶磁器屑 ・ガラス屑 ・タイル衛生陶器屑 ・耐火レンガ屑 ・グラスウール保温材	建設廃材 ・コンクリート破片 ・アスファルト・コンクリート破片 ・レンガ破片、電柱 ・ロックウール保温材
運搬距離(km)	—	24.0	98.0	—
受入れ時間帯	—	0800～1600	0900～1500	—
受入費用 (税抜)	—	照明器具用カバー 61円/kg	蛍光灯・白熱灯類 120円/kg	—
仮置き等の条件	—	監督官の指示による	監督官の指示による	—
マニフェスト	—	E表の写しを監督官に提出	E票の写しを監督官に提出	—

3 品質保証

3.1 工事材料の試験

製造メーカーの社内規格による受渡検査とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 主要な提出書類

4.1.1 品質証明書

主要な工事材料（以下、“材料”という。）の品質証明書を発注者へ提出する。

4.1.2 材料搬入報告書

材料を工事現場に搬入した際は監督官の材料検査を受検し、その結果を工事材料搬入報告書として発注者へ提出する。

4.1.3 写真

材料の搬入時、工事工程毎及び発注者から撮影の指示があった場合はその都度、撮影日、材料名、工程内容が判るように写真撮影をする。施工完了後、A4-S版に整理したアルバム等を発注者へ提出する。

4.1.4 工程表

工事の工程確認の為、施工前に工程表を発注者へ提出する。

4.1.5 現場代理人等通知書

本工事の現場代理人及び主任技術者を指名し、現場代理人等通知書を発注者へ提出する。

4.1.6 工事カルテ受領書（写）

受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績データとして「工事カルテ」を作成し、（一財）日本建設情報総合センターにWEB登録するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを発注者へ提出する。

4.1.7 その他提出書類

本仕様書で示される以外の書類提出を求められた場合は速やかに提出する。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 写真撮影

デジタルカメラを使用する場合は、工事終了後データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合は、フィルムを発注者へ提出する。

4.2.2 図書

受注者は、発注者から貸与された図書等を工事関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 本工事の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告する。
- b) 施工中、工事対象機器等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに監督官に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 工事中、受注者は常に安全に留意した現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

4.3 疑義及び軽微な変更

本工事に関して疑義及び軽微な変更が生じた場合は、監督官と協議し指示に従い施工する。但し、請負金額の変更はしないものとする。

4.4 補償

- a) 工事中、工事対象機器等に損害を与えた場合は、発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 工事完了後、工事対象機器等が機能不良となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由のものは、その責任において原状回復させるものとする。